

香芝市告示 第110号

香芝市収納代理金融機関における税公金の取扱の変更を、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第168条第8項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3年12月13日

香芝市長 福岡 憲宏

1. 対象金融機関名 株式会社 三井住友銀行
2. 変更開始年月日 令和4年4月1日
3. 変更事項 本市の税公金収納事務のうち、納付書による収納（税公金対応ATM収納分を含む）の取扱を停止する。  
但し、特別徴収地方税および法人地方税の収納のうち、上記対象金融機関が納入済通知書を代理作成し収納する取扱分は除く。